

※生活福祉資金貸付制度

この制度は、他の融資を利用できない低所得世帯や障害をもつ方のいる世帯を対象に、必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援する為の制度です。この事業は高知県社会福祉協議会が行っており、相談窓口を担当しています。

対象となる世帯

- ・低所得者世帯→世帯の所得が少なく自立の為に必要な資金の貸付を他から受けることが困難である世帯
- ・障がい者世帯→身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯
- ・高齢者世帯→65歳以上の高齢者のいる世帯

資金の種類

- ① 総合支援資金
生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費
- ② 福祉資金
福祉費・緊急小口資金
- ③ 教育支援資金
教育支援費・就学支度費
- ④ 不動産担保型生活資金

利用に際しての注意

- ・他の公的資金の貸付対象となる場合は、この資金の利用はできません。但し、他の公的資金で必要な費用を賄えないと認められるときは、貸付対象となる場合があります。(他制度優先の法則)

他の公的資金にはどんな制度があるの？

- *母子・寡婦福祉資金
 - *日本学生支援機構による奨学金
 - *日本政策金融公庫による融資等
- この他にも様々な貸付制度があります

この貸付制度には、所得基準などの各種要件がありその要件に該当しない場合は貸付対象となりませんので、ご留意願います。

※成年後見に関する事業

成年後見制度に関する相談もお受けします。お気軽にお問い合わせ下さい。

パンフレットにあります各事業の詳しい内容をお聞きになりたい方は下記の「生活相談センター香美」まで、ご相談は「生活相談センター香美」または各支所までお電話下さい。

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会

生活相談センター香美（生活相談課）

〒782-0041 香美市土佐山田町262-1 電話：0887-53-2877（直通）

香北支所：〒781-4211 香美市香北町菰生野336-1 電話：0887-59-2140

物部支所：〒781-4401 香美市物部町大栃878-3 電話：0887-58-3098

香美市社会福祉協議会



生活相談センター香美



生活にお困りの方の相談をお受けしています。
おひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

社会福祉法人 香美市社会福祉協議会

生活相談センター香美で行っている相談事業です。ひとりで悩まないでご相談下さい！

※生活困窮者自立支援事業

対象となる方の例（相談料は無料です）

- ・生活保護を現在受給していない方で、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方
- ・失業したが、貯金がほとんどない方
- ・引きこもりやニートで悩んでいる方やそのご家族
- ・働きたいと思っているがなかなか仕事が決まらない方
- ・公共料金を滞納している方
- ・周囲に頼れる人がいない方 など

支援の流れ

相談者：来所または電話による相談受付



他機関からの紹介
福祉事務所等

問題解決に向けてあなたの希望を尊重しよりそいながら、相談員があなたに必要な支援が計画的に行えるよう自立に向けたプランを共に作っていきます

様々な関係機関と連携し、一緒に支援方法を考えます

一緒に考えたプランに基づき、寄り添いながらゴールに向かいます。

生活支援
日常生活の様々な困りごとを解決するための総合的な支援を行います

就労支援
あなたにあった仕事を一緒に探します

あなたらしい自立した生活へ…

◎ご相談を受けるにあたって

ご相談を受けるにあたっては、お話し頂いた内容について、秘密を厳守し、相談者の同意を得て、必要な機関との連携をとっていきます。基本的には、香美市に居住実態がある方を対象としております。



※日常生活自立支援事業

こんな事で困っていたら・・・

福祉サービスをどんなふうにご利用したらいいかわからない

お金を計画的に使うことが難しい

通帳やはんこをどこにしまったか忘れる

こんな時相談にのってくれたり代わりに手続きしてくれる身近な人がいれば・・・



大切な書類などを安全に保管してくれるところはないかしら

今受けている福祉サービスに不満があるけどどうしたらいいかわからない

預貯金の出し入れ公共料金などの支払いが一人でできない

証書や実印など保管が心配

訪問などによる援助

福祉サービスの利用援助
あなたにあった福祉サービスを一緒に考えます

日常的金銭管理サービス
預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやりとりをお手伝い

書類などの保管サービス
定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します（宝石・貴金属・書画・骨董品などはお預かりできません。）

対象となる方（相談料は無料です）

- ・知的及び精神障害の方（障害手帳の有無は関係ありません）
- ・認知症の高齢者の方などの判断能力のおとろえた方

※ 社会福祉協議会で働く「専門員」と「生活支援員」がお手伝いします。

*利用料金は？

- ・訪問などによる援助 1時間1,500円（30分単位でも利用できます）
 - ・書類などの保管サービス 年間6,000円（分割払いもできます）
- *生活保護を受けている方は無料です。